

令和 8 年度

## 仕 様 書

### 1. 業 務 名

研究領域職員業務補助（その2）

### 2. 概 要

本業務は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の研究領域職員の指揮命令により業務補助を行う労働者を派遣するものである。

受注者は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」及び関係法令等並びに労働者派遣基本契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところにより労働者派遣を行うものとする。

### 3. 履行場所（就業場所の名称、所在地及び部署名等）

- 1) 名 称 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
- 2) 所 在 地 〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号
- 3) 部 署 名 沿岸環境研究領域 沿岸環境研究グループ
- 4) 電 話 046-844-5046

### 4. 履行期間

- 1) 契約期間 契 約 締 結 日 から 令 和 9 年 3 月 31 日 まで
- 2) 派遣期間 令 和 8 年 4 月 1 日 から 令 和 9 年 3 月 31 日 まで  
ただし、個別契約期間は当所より別途、指示するものとする。

改正労働者派遣法にもとづく当所の事業所単位の派遣可能期間

労働者派遣法第26条第4項の規定により通知する、当所の派遣可能期間の起算日及び抵触日は下記のとおりである。

- |            |           |
|------------|-----------|
| 派遣可能期間 起算日 | 令和6年10月1日 |
| 派遣可能期間 抵触日 | 令和9年10月1日 |

当所は、意見聴取期間内に、過半数労働組合等の意見聴取手続きを行い、派遣可能期間を延長することを予定しているが、協議の結果、派遣労働者の雇用を継続しないことになった場合は抵触日までの間に派遣期間を終了する変更契約を行うものとする。

### 5. 契約方法、派遣人数及び予定時間数

- 1) 契約方法 派遣労働者 1 名 1 時間あたりの派遣料金（税抜き）単価をもって契約する。  
ただし、時間外及び休日労働に関しては、契約単価に割増分を加算するものとする。  
なお、派遣料金単価には、通勤手当、社会保険料、労働保険料、健康診断及び本契約に係る諸経費等を含むものとする。
- 2) 派遣人数 1 名
- 3) 予定時間数 ① 通常労働時間 約 1,566.50 時間 ( 6 時間30分 × 241 日 )  
② 超過労働時間 約 240 時間 ( 20 時間 × 12 月 )  
予定時間数は概算のため、事実上増減が生じることがあっても、異議の主張は行えないものとする。

## 6. 業務内容等

以下の業務は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条第1項第13号（研究開発）に相当する。

### 1) 業務内容（別紙参照。）

- ・化学実験及び環境試料分析業務（TOC計等、酸・アルカリ等の取り扱い作業有り）
- ・メソクスム実験水槽の運営・管理補助業務
- ・試料の整理・管理業務
- ・実験室の管理業務（器具の洗浄等）
- ・とりまとめ業務（データの入力、データ管理、資料作成）

### 2) 付隨的な業務

- ・その他の雑務

付隨的な業務については、1日又は1週間当たりの1割以下とする。

## 7. 派遣労働者の要件

受注者は、以下に示す要件（必要な知識、スキル、経験等）を全て満たす人材の派遣を行うものとし、派遣を行うにあたり、技術的要件については、事前に要件を確認できる書類を担当職員に提出し、承諾を得るものとする。

上記の外、平成27年改正労働者派遣法第40条の2第1項ただし書きにもとづく、労働者派遣期間制限の例外に該当する労働者であるか否かを確認できる書類を事前に担当職員に提出し、承諾を得るものとする。

- 1) 協調性に富み、臨機応変に対応できること。
- 2) 来訪者への対応、電話の対応が適切にできること。
- 3) 日本語による業務遂行に支障がない者であること。
  - ・以下、技術的要件
- 4) 学校教育法による大学又は高等専門学校等において理科系統の正規の課程を修めて卒業していること、及び理化学分析業務に3年以上従事した経験を有すること。
- 5) 全アルカリ度滴定装置、全有機炭素計及び分光光度計の使用に習熟しており、かつこれらの化学分析及びデータ処理の実務経験があること。
- 6) 化学分析における化学物質やコンタミネーションに関する十分な知識を有し、器具の洗浄や管理に習熟していること。
- 7) 以下のソフトウェアを習熟しており、資料等作成の実務経験があること。
  - ・Microsoft社のExcel、Word、Powerpoint

## 8. 就業日及び勤務時間等

- 1) 就業日 毎週月曜日から金曜日までの間で週5日間とする。  
ただし、行政機関の休日にに関する法律第1条に定める日及び当所が指定する日を除く。
- 2) 勤務時間 8時30分から16時00分までの6時間30分とする。  
ただし、就業に関する担当責任者が必要と認める場合、指示により受注者の労働基準法第36条の規定の範囲内において超過勤務を命じる。
- 3) 休憩時間 12時00分から13時00分の1時間とする。  
ただし、就業に関する担当責任者が必要と認める場合、指示により変更する場合がある。

9. 就業に関する担当責任者等

- 1) 派遣先責任者 管理調整・防災部 管理課長
- 2) 指揮命令者 沿岸環境研究領域 沿岸環境研究グループ長

10. 苦情及び苦情担当責任者

当所及び受注者は、密接な連携をもって、苦情その他派遣労働者の就業に関し生ずる問題の適切、かつ迅速な処理・解決をするため、それぞれに苦情担当責任者を置くものとする。

なお、苦情の申し出の受理は書面に限ることとし、内容、発生年月日、解決に係る要望等を記載させること。

- 1) 担当責任者 管理調整・防災部 管理課長
- 2) 担当者 管理調整・防災部 管理課 契約係長
- 3) 連絡先 046-844-5039

11. 代替人員の確保

派遣労働者が傷病その他の理由により、一週間以上業務に従事できない場合は、受注者が責任をもって速やかに代替人員を派遣するものとする。なお、前記7. の要件を満たしていること。

なお、代替人員を派遣しないことについて、当所が認める場合は、この限りでない。この場合、派遣しなかった時間に対する費用の支払いは行わない。

12. 派遣労働者の交替

受注者は、原則として当該契約期間中を通じて勤務できる者を派遣するものとする。派遣労働者の都合により、やむを得ず交替させる場合には、その旨を交替する30日前までに当所へ通知するとともに、後任の派遣労働者に対し十分な事務引き継ぎを行い、以後の業務に支障がないよう必要な措置を講じるものとする。なお、この場合の費用は受注者の負担とする。

派遣労働者が以下に該当する場合は必要な措置を講じたうえ、当所から交替を要請することができる。

- 1) 派遣労働者の勤務状況が適正と認められないとき
- 2) 派遣労働者に不品行があったとき
- 3) 派遣労働者の業務処理の能率が著しく低く、当所の目的を達しないとき
- 4) 派遣労働者が契約要件に適合していないとき

13. 契約の解除

当所は受注者又は派遣労働者に、次の行為があったときは、契約を解除することができるものとする。

- 1) 不正行為があったとき
- 2) 正当な理由無く契約の履行を怠り、当所からの催告に対して契約を履行しないとき
- 3) 対応状況が著しく誠意を欠くと認められるとき
- 4) 派遣労働者が正当な理由無く指揮命令に従わないとき
- 5) 受注者が解約を申し出たとき
- 6) その他受注者の責により契約継続が不能となったとき

受注者は上記各号により契約解除となった場合は、違約金として解約部分に対する金額の100分の10に相当する金額を当所に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときはこの限りでない。

#### 14. 派遣労働者に対するフォローワーク

受注者は、当所との連絡調整及び派遣労働者の業務面及び生活面等のサポートを目的とした面談を派遣労働者に対し、月1回以上行うものとする。

#### 15. 派遣労働者に対する指導・教育

受注者は、派遣するにあたり、事前に派遣労働者に対して、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育及び当所の指揮命令に忠実に従い、勤務等の諸規則に違反しないよう指導・教育すること。また、必要な都度、適切な措置を講じなければならない。

#### 16. 社会保険・労働保険の加入状況の通知

受注者は、社会保険・労働保険の加入状況を通知しなければならない。

#### 17. 仕様書の変更

当所は必要がある場合は、仕様書の内容に関し、受注者と協議のうえ、変更することができる。

#### 18. 検査

検査は毎月、月の初日から末日までを取りまとめ、検査職員による当該月分の出勤状況の確認をもって検収とする。

#### 19. 支払

- 1) 時間支払は検査完了後、1ヶ月ごと支払うものとし、適法なる請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 2) 派遣料金は、当該月の実労働時間に1時間当たりの契約単価又は割増単価を乗じて得た額とし、各単価区分ごと算出に当たり生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3) 実労働時間は5分単位で計算するものとする。
- 4) 時間外及び休日労働に関しては、契約単価に割増分を加算するものとし、次の区分に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、単価算出に当たり生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 1日の実労働時間が8時間を超える場合	100分の125
② 休日に勤務した場合	100分の135
③ 深夜（22時から5時まで）に勤務した場合	100分の25を①及び②に加算
- 5) 消費税及び地方消費税等は、派遣料金合計に税率を乗じて得た額とし、算出に当たり生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 20. その他

- 1) 受注者は派遣労働者に対して、VDT連続操作を行う場合1時間までとし、1時間連続操作した場合当該業務において少なくとも10分間の休止時間を設けるよう指導するものとする。当所は、業務の指揮・命令にあたってこれに配慮するものとする。
- 2) 受注者は、労働者災害補償保険、雇用保険上の事業主としての責任を負う。
- 3) 受注者は、当所の業務遂行に関し、知り得た事項等を他人に漏らしてはならない。受注者は、派遣労働者に対し、業務上知り得た機密事項及び個人情報の保護の義務を遵守させなければならない。派遣労働者は、万が一、機密事項又は個人情報等の漏洩等の事案が発生したことを知った場合は、速やかに派遣先指揮命令者に報告すること。これに反した場合は、本契約を解除するとともに、受注者の責任において当所に生じた損害を賠償すること。

- 4) 受注者は、派遣労働者が建築物、工作物等に損害を与えた場合は速やかに派遣労働者から指揮命令者に報告させること。派遣労働者の故意又は重大な過失による場合は、受注者の責任においてこれを原状に復し、又は損害を賠償すること。
- 5) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- 6) 当所は、派遣労働者の福利厚生に関して、当所の施設及び設備の利用等について、便宜を図るものとする。
- 7) 受注者は、当所を離職後 1 年以内の元職員は派遣できないものとする。ただし、定年退職者は除くものとする。
- 8) 受注者はこの契約の履行に際し、第三者から派遣された派遣労働者を当所に派遣してはならない。
- 9) 労働者派遣の終了直後に、当所が当該派遣労働者を雇用する場合には、受注者に対し事前に連絡するものとする。この場合において、受注者が有料職業紹介事業の許可を取得している場合は、当所は受注者に対して別途協議のうえ定めた紹介手数料を支払うものとする。ただし、当所が公募手続を行い、当該派遣労働者が自らの意思で応募し、選考の結果、当該派遣労働者を当所が雇用することとなった場合には、当所は受注者に対して紹介手数料を支払うことを要しない。
- 10) 本仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

業務内容の詳細について

1) 化学実験及び環境試料分析業務（TOC計等、酸・アルカリ等の取り扱い作業有り）

全有機体炭素計、滴定装置、オートアナライザー、質量分析計等の分析機器を使用した環境試料の化学分析業務を職員の指示により実施する。各分析における試料の前処理作業を含む。  
また分析によっては酸・アルカリ・有機溶媒・重金属など化学物質の取り扱い作業がある。

2) メソコスム実験水槽の運営・管理補助業務

当所所有のメソコスム実験水槽の運営・管理の補助を職員の指示により実施する。

3) 試料の整理・管理業務

化学分析に供する環境試料の整理・管理業務を職員の指示により実施する。

4) 実験室の管理業務（器具の洗浄等）

使用した実験機器の洗浄・片付け、実験室の清掃作業を職員の指示により実施する。

5) とりまとめ業務（データの入力、データ管理、資料作成）

化学分析により得られたデータをExcel等に入力・精査し、1次的なデータの計算等を実施する。